

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 21 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの期間、57 年 4 月、同年 8 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月
③ 昭和 57 年 8 月
④ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間①については、元妻が自身の国民年金保険料と一緒に市の集金人に納付していたはずである。申立期間②から④については、私が市の集金人に納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金制度開始当初の昭和 36 年から元妻と離婚した 55 年 6 月まで、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、その元妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、元妻が自身の国民年金保険料と一緒に市の集金人に納付していたはずであると述べており、申立期間当時、A 市では、集金人により国民年金保険料を集金していたことが確認できたほか、その元妻から、市の集金人に毎月納付していたとの証言が得られたことから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間②から④について、申立人は自身で A 市の集金人に納付していたはずであると述べており、申立期間当時、A 市では、集金人により国民年金保険料を集金していたことが確認できたこと、及び申立期間の前後が納付済みであることから、申立期間②から④について、申立人が A 市の集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②について、B 市の国民年金情報検索システムによる納付記録では、他市町村で納付済みとなっており、行政側の納付記録が適正に管理

されていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から44年8月まで

昭和39年11月に結婚し、夫と理容業をしていた。義母が家族の国民年金の加入手続や保険料納付を行っており、申立期間について、夫と当時同居していた義兄が納付済みであるのに、私だけ未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月ごろ、転居前のA市で払い出されており、申立人は、B市に転居した際、その実母から国民年金手帳を受け取り、その義母に手渡したことを鮮明に記憶している。

また、申立人の住所変更手続及び国民健康保険の加入手続は、申立人の夫が行ったとしており、その夫からも、「国民年金の加入手続についても併せて行った」との証言が得られた。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の義母が行っており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫及び義兄は、納付済みとなっており、当時同居していた申立人の義兄に確認したところ、申立期間当時、その義兄の母が同居の家族の国民年金保険料を納付していたとの証言が得られた。

加えて、申立人の特殊台帳には、「39年11月不在被保険者確認」の押印が認められるが、A市のマイクロフィルム（検認収入台帳）には、転出先のB市の住所が明記されており、申立人が所持しているB市の国民健康保険証についても、資格取得日が転居日と一致しているなど、不在被保険者とされるような状況は見受けられず、B市の被保険者名簿には、氏名等の記載不備が認められることから、申立期間において、申立人の記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで
③ 昭和60年10月から63年3月まで
④ 平成元年4月から3年3月まで

国民年金には父親が加入手続して、納付していた。A町からB町に転居してからは自分で手続をして町内集金で納付しており、結婚後は妻が納付していた。最初は町内集金だったが、一度、町内班長が不正をしたので、役場から個人に納付書が来るようになり、その都度妻が銀行に納めに行った。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、6か月と短期間であり、申立人は婚姻前の時期は申立期間①を除いてすべて納付済みである。

また、申立人はA町からB町に転居してから結婚するまでは、自分で手続して町内集金で納付していたと述べているところ、B町では、申立期間当時、集金による納付が行われていたことが確認でき、申立期間①だけ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間②についても、6か月と短期間である上、前後は過年度納付されていることから、申立期間②のみ未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間②は、婚姻後、申立人の妻が納付していた時期であり、B町の記録では、申立人の妻は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料についても、一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③及び④については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の妻も大部分が未納や厚生年金保険加入期間であり、申立人の妻は納付金額等の当時の納付状況に係る記憶が曖昧であるなど、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から41年10月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間は、夫が夫の保険料と一緒に納付していた。夫が納付済みになっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、12か月と短期間であり、申立期間中、一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっている。

また、A市の被保険者名簿で申立期間②は納付済みとなっているにもかかわらず、同市の国民年金納付状況（コンピュータによる管理）では申立期間②は未納とされており、同市の国民年金納付記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和41年11月ごろ、別の国民年金手帳記号番号の交付を受けており、それ以降の国民年金加入期間について、申立期間②以外すべて納付済みである上、前納期間も複数見受けられることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと推定され、申立期間②のみ未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和42年8月ごろ払い出されており、この時点で申立人の夫は*歳であり、受給権を取得することを考慮に入れて、申立人の申立期間①に係る期間については、過年度納付及び特例納付により納付されたものと推定され、申立人は、申立期間①当時、生活が非常に苦しく免除してもらった記憶があると述べていることから、申立期間①については、申立人の夫の保険料納付を優先していた可能性がうかがえ、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと推定することは困難である。

加えて、申立期間①について、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間

①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から10年8月31日まで
② 平成10年8月31日から同年9月11日まで

年金記録確認のために社会保険事務所に行ったところ、A社における厚生年金保険の記録に誤りがあることが分かった。何も資料等は残っていないが、申立期間①の標準報酬月額を34万円に、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成10年9月11日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成10年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日の後の同年9月18日付けで標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の取締役となっていることが確認できるものの、社会保険事務所で保管している当該事業所の滞納処分票の事跡欄を確認しても、社会保険事務所との折衝において申立人の関与がうかがえない上、同僚は、申立人の職務内容は社会保険関連業務ではなかった旨証言していることを踏まえると、取締役として標準報酬月額の減額処理について権限を有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する訂正処理が行われたものと認められ、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である34万円と訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間②について、雇用保険の記録から申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所で保管する当該事業所の全喪届及び社会保険庁のオ

ンライン記録から、当該事業所は平成10年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるほか、B基金の加入員記録も社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、当該事業所の役員は、当時、会社の経営状態は振るわず事業は休業状態であった旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和33年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、35年4月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から35年4月1日まで

私の夫は、A社のモーターを扱っていた事業所に在籍し、場所はB市C区か、D区にあった。親会社はE社だったと思う。仕事内容は、出荷やサービスで、工場勤務ではなかった記憶があるだけであるが、勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る昭和33年12月1日から35年4月1日までの期間については、社会保険事務所で保管するF社の厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立期間において当該事業所で勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に、資格喪失日に係る記録を47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年11月から45年9月までは2万円、同年10月から46年9月までは2万4,000円、同年10月から47年7月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から47年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。給料をもらうときは保険料控除を確認しており、当時の給料明細書の一部からも、厚生年金保険料が控除されていたことが分かる。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚多数の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持している申立期間に係る一部の給与明細書からは保険料控除が確認できる上、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致する上、数名の同僚は、パートの雇用形態の者は無く、全員が厚生年金保険に加入していたのではないかと証言していることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事して

いた同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和44年11月から45年9月までは2万円、申立人が所持していた給与明細書における保険料控除額から、同年10月から46年9月までは2万4,000円、申立人と同年代の同僚に係る厚生年金保険被保険者原票から、同年10月から47年7月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年11月から47年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に、資格喪失日に係る記録を46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年9月から45年9月までは4万2,000円、同年10月から46年9月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から46年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。給料をもらうときは保険料控除を確認しており、当時の給料明細書の一部からも、厚生年金保険料が控除されていたことが分かる。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚多数の証言及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持している申立期間に係る一部の給与明細書からは保険料控除が確認できる上、同じ業務に従事していたとされる複数の同僚には、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致する上、数名の同僚は、パートの雇用形態の者は無く、全員が厚生年金保険に加入していたのではないかと証言していることから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事して

いた同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和44年9月から45年9月までは4万2,000円、申立人が所持していた給与明細書における保険料控除額から、同年10月から46年9月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年9月から46年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和41年7月13日、申立期間②の資格取得日に係る記録を42年11月1日に訂正し、両申立期間の標準報酬月額を41年3月から同年6月までは2万4,000円、42年11月から同年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月18日から同年7月13日まで
② 昭和42年11月1日から43年1月26日まで

A社に昭和39年3月から住み込みで勤め、41年7月に退職をしたが、年金記録では同年3月18日の厚生年金保険被保険者資格喪失となっている。また、再度、同社に住み込みで42年10月中旬に勤めたが、年金記録では43年1月26日の厚生年金保険被保険者資格取得となっている。しかし、間違いなく勤めていたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間のうち、申立期間①については、A社から提出された昭和41年分所得税源泉徴収簿に同年7月12日退職と記載があり、申立期間②については、当該事業所から提出された給与台帳に42年11月1日入社との記載があることから、当該源泉徴収簿、給与明細書及び給与台帳により、申立人が両申立期間において継続して勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該源泉徴収簿の社会保険料控除額から2万4,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所

持している給与明細書及び当該給与台帳の厚生年金保険料控除額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の両申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失及び取得に係る届出が正しく行われていなかった旨回答している上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書により、申立期間①の資格喪失日が昭和41年3月18日、申立期間②の資格取得日が43年1月26日と記載されていることから、事業主は社会保険庁の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年3月から同年6月まで及び42年11月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、両申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月22日から43年1月26日まで

昭和42年11月にA社へ入社したが、年金記録では43年1月26日からとなっている。給与明細書によれば、42年11月及び同年12月の厚生年金保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及びA社から提出された給与台帳により、継続して勤務し申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書及び給与台帳の保険料控除額から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出が正しく行われていなかった旨回答している上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和43年1月26日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年11月及び同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月31日から38年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年12月31日、資格喪失日を38年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から37年5月29日まで
② 昭和37年12月31日から38年12月1日まで
③ 昭和39年2月10日から同年3月1日まで

昭和35年5月にB社C工場（現在は、D社E工場）に入社し、社員寮に入った。給料から厚生年金保険料を引くという説明を受け、同年10月1日から39年2月末に退職するまでの41か月間、同工場又は同工場の敷地内にあったA社、F社のいずれかの事業所で厚生年金保険被保険者として勤務した。上記申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA社については、複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、昭和37年11月*日に結婚し、38年4月1日からA社での厚生年金保険被保険者としての記録がある妻は、「結婚当時、夫は三交代で活性炭の現場で働いていたが、1か月もたたないうちにボードの仕事に変わった。私もその後、A社で夫と一緒に働いていた」と証言し、上司及び同僚は、「申立人は、他の従業員と同じ仕事で同じように働く正社員で、全員が正社員であり、申立人は、欠員募集のときにB社から異動してきたと思う」と証言している。

さらに、A社では数回にわたり数名が同時に厚生年金保険被保険者資格を取

得していることから欠員募集があったと推認できること、昭和37年12月1日に数名が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していること、申立人は、「B社で三交代の活性炭の現場にいたが、有毒ガスが発生する職場環境だったので、結婚後、A社に異動したが、異動後も活性炭の手手が足りないときは手伝いに行き、後任が決まるまでは正式に異動できなかった」と述べていること、及び当時のB社C工場及びA社の従業員の証言から、A社はB社C工場の敷地内にあった下請事業所であったことを踏まえると、申立人のA社の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年12月31日と認められ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった38年9月1日に在職者全員が同日に資格を喪失していることから、申立人の同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同日と認められる。

一方、申立期間②のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和38年9月1日から同年12月1日までは、同僚全員に厚生年金保険被保険者期間が無く、申立人は当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和37年12月31日から38年9月1日までの期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は無く、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたことは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は昭和37年12月から38年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、B社C工場に勤務していた従業員に申立人の勤務について聴取したが、勤務実態に関する証言は得られず、申立人が入社時、一緒に従業員寮に入寮したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和37年6月18日で、この同僚は同日に入社したと証言しているほか、当該期間に同社に勤務していた従業員の多数は入社日と厚生年金保険資格取得日は一致していると証言している。

また、当該事業所に事業所照会をしたものの、昭和40年以降の書類は保存しているが申立期間の書類は無いと回答しており、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する申立期間①における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には申立人の記録は無く、整理番号にも欠番が見当たらない。

加えて、申立期間③については、F社に記録がある同僚に聴取したが、申立人の退職日を明確に記憶している者は無く、当該事業所は、昭和39年6月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の消息は不明のため、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

また、申立人は、申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に、資格喪失日に係る記録を33年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、32年4月から同年10月までは7,000円、同年11月は8,000円、同年12月は9,000円、33年1月は5,000円、同年2月は1万円、同年3月及び同年4月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年5月1日まで

中学校卒業後、集団就職で入社し、昭和32年3月末ごろから勤務した。給与明細書もあり、同年4月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが分かる。同年4月1日から33年5月1日まで厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書及び当時家族から申立人に送られた手紙により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるため、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額

から、昭和 32 年 4 月から同年 10 月までは 7,000 円、同年 11 月は 8,000 円、33 年 1 月は 5,000 円、同年 2 月は 1 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 8,000 円とし、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、32 年 12 月は 9,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、複数の同僚の供述によれば、申立期間において 20 人以上の従業員を雇用し、鉄鋼業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は現存しておらず、事業主の消息は不明であり、厚生年金保険料の納付について確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から10年1月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から10年1月まで
② 平成10年12月

友人から60歳以降も国民年金に加入できることを教えてもらい、老後のためと思い、平成6年3月にA町役場で高齢任意加入の手続をした。過去の保険料は支払えないが、将来の保険料はいくらでも支払えるということであったため、65歳になる月までの4年10か月分の保険料を同月25日に前納で70万円前後、同町役場の職員に手渡した。同町役場の職員に領収書を請求したが、交付してもらえず、年金手帳にも記載してもらえなかった。10年の2月に高齢任意加入したことになるが、私が届出を出した記憶も無く、筆跡も私のものではない。多額の保険料を納付したにもかかわらず、4年以上も未加入になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月に国民年金の高齢任意加入の手続をし、同月25日に65歳の誕生日までの国民年金保険料を一括で前納したと述べているが、申立人が加入手続を行った時点で、前納可能な国民年金保険料は7年3月分までであり、その後の国民年金保険料額も告示されていないことから、申立人が、A町役場の窓口で国民年金保険料を一括納付することは困難であり、申立内容に矛盾が認められる。

また、平成10年2月に提出された国民年金被保険者関係届には、9年分の公的年金等の源泉徴収票の写しが添付されており、これは年金受給者本人に送付されるものであることから、申立人から提出されたと考えられる上、申立期間の保険料を高齢任意加入により納付した場合、申立人は、国民年金の加入可能年数を超えることとなり、保険料の徴収は、誕生月の前月までとなっていることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの期間及び40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から39年3月まで
② 昭和40年4月から43年3月まで

20歳になった昭和37年、A市で国民年金に加入し、居住地区内の集金担当者に納付した。40年4月にA市からB市に転居し、美容院を開業してからも、43年4月に自ら加入を止めるまでは集金担当者に納付した。申立期間については、領収書や年金手帳の交付など、証拠となる資料は全く無いが、自ら中止した期間以外は確実に納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年、A市で国民年金に加入し、集金担当者に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年5月に払い出されており、その時点で申立期間①は過年度納付の期間となり、集金人が申立期間①の保険料を領収することはできないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付した明確な記憶は無いとしている。

さらに、申立人が20歳到達時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないため、申立期間①について、国民年金保険料が納付されたことを推定することは困難である。

加えて、申立人は、B市に転居した昭和40年3月以降も集金担当者に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

厚生年金保険の掛金は、会社を退職した時に受け取ったため、昭和46年に結婚した後、20歳の誕生日までさかのぼり、夫がA市役所の窓口で一括納付し、以後の保険料は、夫婦二人分を町内の班長を通じて毎月、納付していた。市内に同姓同名の方がおり、時々、市役所からの書類が間違っていて届くことがあった点についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市の被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料が、同年6月7日に過年度納付されていることから、申立人の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号が払い出された同年5月ごろに行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言等も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで
申立期間の保険料は、義母が妻の保険料と一緒に集金人に納付していたはずである。妻は納付となっているのに、私だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が妻の保険料と一緒に集金人に納付していたはずであると主張しているが、その義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、結婚前の昭和36年ごろに払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の39年11月ごろ払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳も同月に発行されていることから、申立人はこのころ加入手続を行ったものと考えられ、申立人の義母が妻の保険料と一緒に集金人に納付していたとの申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和39年11月時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、その国民年金手帳の国民年金印紙検認欄（昭和36年度及び37年度）には、「届出前消滅」のゴム印が押されているほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の義母は既に亡くなっていることから証言が得られないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人の妻から聴取しても、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付状況等が不明で、国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間当時、地区の自治会長に国民年金の加入を勧められ、夫婦二人で加入した。その後は私の夫が夫の保険料と一緒に自治会長に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と同じ昭和42年7月ごろに払い出されており、社会保険庁の記録によると、40年4月から42年3月までの国民年金保険料が夫婦共に、まとめて納付されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、同年7月ごろに行われたものと考えられ、その時点で申立期間は時効により納付ができない。

また、申立人夫婦は、現在所持している昭和42年8月発行の国民年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いとしており、40年4月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付した領収書を所持していることから、申立期間当時、定期的に集金により納付していた状況はうかがえない上、申立期間中、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、同一町内の知人夫婦と一緒に納付していたと述べているが、当該知人夫婦も申立期間については未納である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間当時、地区の自治会長に国民年金の加入を勧められ、夫婦二人で加入した。その後は妻の保険料と一緒に自治会長に納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と同じ昭和42年7月ごろに払い出されており、社会保険庁の記録によると、40年4月から42年3月までの国民年金保険料が夫婦共に、まとめて納付されていることから、申立人夫婦の国民年金加入手続は、同年7月ごろに行われたものと考えられ、その時点で申立期間は時効により納付ができない。

また、申立人夫婦は、現在所持している昭和42年8月発行の国民年金手帳以外に交付を受けた記憶は無いとしており、40年4月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付した領収書を所持していることから、申立期間当時、定期的に集金により納付していた状況はうかがえない上、申立期間中、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、同一町内の知人夫婦と一緒に納付していたと述べているが、当該知人夫婦も申立期間については未納である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 48 年 12 月 21 日まで
昭和 42 年 3 月に A 社に入社して、44 年 11 月から 48 年 12 月の退社までは給与月額は 16 万円から 18 万円ぐらいであった。同社を辞める 1 年前に B 県で運転中に目を悪くしてからは長距離トラックに乗らなくなったので、給与月額は下がっている。その後、同社を辞めて次の会社に入ったが、次の会社の給料は同社の半分ぐらいだったと記憶している。金額が大きく違っているので標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 連合会の「中脱記録照会の回答」によると、同連合会の管理する標準給与月額は社会保険庁の管理する標準報酬月額と一致するほか、申立期間における社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票を確認しても記録に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、社会保険事務所の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらないほか、産業別常用労働者平均月間現金給与総額（旧 D 省公表資料）においても、当時の運輸・通信業の額と差異が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 443

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年4月15日まで
私がA社（現在は、B社）で勤務していた昭和31年4月1日から32年4月15日までの間、結核療養のため休職した。その期間の厚生年金保険被保険者期間が無い。同社は傷病手当金から厚生年金保険料を控除した残額を私の預金口座に振り込んでいたと考えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によれば、「被保険者資格取得日昭和27年1月25日、資格喪失日31年4月1日」の*番と、「資格取得日昭和32年4月15日、資格喪失日41年8月1日」の*番の二つが確認できるところ、申立期間は、申立人が主張する結核療養のため休職した期間と符号しており、申立人が、「昭和40年代の後半か50年の初めごろ、休職期間が勤続から欠落していたので、会社に申し出て交渉した結果、休職期間が勤続に通算された」と陳述していることを踏まえると、同社が健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に届け出て、その後申立人の復職時に健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を届け出て再取得したことがうかがえる上、C社会保険出張所が管理していた厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）についても同一内容の記録となっている。

また、申立人は、「休職期間中に会社に厚生年金保険料を持参して支払ったことは無い」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により傷病手当金から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない上、当該事業所は、昭和41年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の会計担当者も既に亡くなっていることから、関連資料及び証言を得ることができない。

なお、厚生年金保険法の規定では、事業主による保険料控除は報酬に限り認められており、申立人が受給したと陳述している傷病手当金は報酬に該当しな

いことから、事業主が厚生年金保険料を控除することは認められていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月17日から44年8月22日まで
昭和39年8月にA社(昭和43年5月1日、B社に名称変更)に入社し、44年8月まで勤務した。この期間について脱退手当金を受けたことになっているが、退職時に脱退手当金の請求手続をしたことは無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給済記録を取り消して、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として、社会保険事務所から提出された脱退手当金裁定請求書には、当時、申立人が居住していた住所が記載されていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる。

また、申立人のB社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月経過後の昭和44年12月12日に支給決定がなされているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 49 年 6 月まで
申立期間において、当時の私の給与明細書から明らかのように、社会保険庁に記録されている私の標準報酬月額が、私の給与明細書の報酬月額に相応する標準報酬月額と比べて低いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 42 年 5 月分の給与明細書によれば、給与支給額が 7 万 9,030 円、厚生年金保険料控除額が 2,048 円と記載されているが、これらの額は、申立人に係る 46 年ごろの標準報酬月額に相当する額であるとともに、申立人は高卒新入社員であるところ、賃金構造基本統計資料(旧 A 省編)によれば、42 年の高卒初任給相場は 1 万 9,400 円であり、また、申立期間において、同学卒で同期入社複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同じような金額で推移していること、及び当該給与明細書に記載された源泉徴収税額が 46 年の給与所得の源泉徴収税額表における税額と一致していることを踏まえると、当該給与明細書は同年ごろのものと推認できることから、当該給与明細書は 42 年 5 月分として発行されたものとは認め難い。

さらに、昭和 46 年 6 月の給与明細書によれば、給与支給額が 13 万 8,825 円、厚生年金保険料控除額が 4,484 円と記載されているが、これらの額は、申立人に係る 49 年ごろの標準報酬月額に相当する額であるとともに、事業所が回答している各種手当の支給要件及び異動履歴票並びに申立人の改製原戸籍によれば、46 年 6 月時点においては、申立人は地域手当、役付手当、家族手当及び住宅手当の支給要件を満たしていないにもかかわらず、当該給与明細書において、これらの手当が支給されていることに加え、当該給与明細書に記載された源泉徴収税額が 49 年の給与所得の源泉徴収税額表における税額と一致しているほか、申立期間において、同学卒で同期入社複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同じような金額で推移していることを踏まえると、当該給与明細書は同年ごろのものと推認できることから、46 年 6 月分として発行され

たものとは認め難い。

加えて、当該事業所は、書類の保存期間は7年のため記録の確認ができないと回答している上、申立人の昭和42年5月分及び46年6月分の2か月以外の給与明細書は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
A社では、昭和 42 年 7 月に入社以来一度も辞めたことは無い。在職についての証明書もあるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚から、申立人がA社に勤務していた旨の証言を得られたが、そのうち、申立期間中に入社した同僚は、「入社時に申立人が勤務していたかは分からない」、「申立人を覚えていない」などと述べており、申立期間に係る勤務について明確な証言を得ることはできない。

また、A社は平成 5 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い上、在職証明書の発行に係わった当時のA社社長は、「申立人が社員として同社に勤務していたことの証明であり、申立人の勤務期間については不明である」と証言しており、勤務期間を特定することができない。

さらに、申立期間に係る雇用保険記録を確認することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 49 年 6 月 26 日まで
A社を辞めたころはお金に困っておらず、脱退手当金の受給はあり得ない。退職金ももらっていないし、脱退手当金の請求書類を書いたことも無い。支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和49年8月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、そのほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 452

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月から32年12月まで

昭和31年11月から32年12月までA県B郡にあったC社のD班のE工事現場で運転手として働いた。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

E工事はC社のF支店の管轄工事であり、同支店に保管されていたD班に属すると思われる名簿を確認したものの、申立人の名前を確認することができず、同名簿に記録されている社員の厚生年金保険の取得年月日を確認したところ、昭和32年11月からとなっており、当時D班に属していた者からは、「以前から勤務していても厚生年金保険には加入していなかった」との証言を得ている。

また、社会保険庁の記録によれば、C社は、昭和46年以前は本社一括適用であり、同社の人事担当者は、「班は協力会社のような位置付けで、厚生年金保険には加入させていなかった」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の番号は連番になっており欠番も無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から31年10月10日まで

昭和29年4月20日からA県B区にあるC社に勤務した。4か月目の給料の天引額が多かったので総務課の担当者に尋ねたところ、3か月たち正社員になったので健康保険・厚生年金保険料の天引きが始まったとの説明を受けた。在職中、健康保険証で耳鼻科を受診し、31年10月に病気のため実家で静養中にも健康保険証を使った。また、29年10月9日からD県Eホテルへ1泊2日に出掛けた社員旅行の写真がある。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に記録がある数名の社員の氏名や事業所所在地を正確に記憶していること、及び同社では社員旅行が行われていたとの証言があることから、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和33年9月1日である上、同日から加入記録がある他の同僚は、申立人が説明を受けたとする同じ担当者から、入社してから2年ないし3年後に本採用にする旨説明を受け、厚生年金保険被保険者証をもらったと証言している。また、別の従業員は、若い者はすぐ辞めるかもしれないのでなかなか加入手続をしてもらえなかったと述べていることを踏まえると、同社では従業員の厚生年金保険について、入社から一定期間加入させない取扱いであったことがうかがえる。

また、C社は、昭和60年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び説明を受けた総務担当者は亡くなっているため、申立人の主張を確認できる証言及び関連資料等を得ることができないほか、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらない。

なお、実家で静養中に受診した医療機関は廃業しており、診療記録を確認す

ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月1日から同年10月7日まで
② 昭和33年10月17日から34年9月30日まで

昭和30年代にA党B支部で選挙の運動員をしていた関係で、元C県知事D氏の紹介によりE社に入社した。同社では、詳細には憶えていないが、F県とG県との間の営業所を往復するトラック運送の仕事に、半年から10か月間ほど従事していたはずである。33年10月7日から同年10月17日までの期間のみの在籍はあり得ない。同日以降も間違いなく就業を続けていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後に入社した23人に文書照会したところ、14人は申立人を知らないと回答しており、知っているとは回答した者は1人で、その者も申立人の勤務していた期間の特定はできないとしている。

また、申立人が主張するすべての申立期間の勤務については、社会保険事務所が保管するE社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿には欠番が無く、連番になっている上、約1,400人分を確認したが申立人の名前は見当たらなかった。

さらに、E社に確認したところ、昭和33年の申立人に係る当時の在籍記録等の資料は、現在残っていないため不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から26年7月30日まで
昭和22年7月に知人の紹介でA社に就職して、26年7月に事業所が閉鎖されるまで勤務したが、厚生年金保険の加入期間になっていない。22年7月1日から26年7月30日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された同僚の在職証明書や証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が一緒に勤務したとする複数の同僚について当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できないほか、昭和24年2月1日に資格取得している同僚は、「自分は昭和22年3月から勤務していたが、会社が厚生年金保険に加入させていなかった」と証言していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人が、「当該事業所を辞めた後に勤務した」と主張する別の事業所では、申立人は昭和26年3月1日から同年5月25日までの期間において厚生年金保険被保険者となっているほか、申立人は、「昭和26年7月30日に事業所が閉鎖されるまで勤務した」と供述しているが、複数の同僚は28年7月に資格喪失しており、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録からも、当該事業所は同年7月まで事業継続していることがうかがえ、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、

周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 8 月 26 日まで
昭和 14 年に A 市の B 社に入社し、19 年 8 月 25 日まで勤めた。社会保険事務所の記録では、24 年に入社した C 社からとなっているため、17 年 6 月 1 日から 19 年 8 月 26 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する A 市の B 社は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険適用事業所名簿に見当たらない上、申立人が記憶している当時の事業主及び 3 名の同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

また、当該事業所の商業登記は存在せず事業実体を確認することができないほか、事業主や同僚の消息も不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 36 年 9 月まで

学校卒業後の昭和 29 年 4 月に、母の弟が経営する A 社に入社し、住み込みで働いた。この会社で鉱泉（ラムネ）を造る技術を覚え、36 年 9 月に退職して郷里の B 県 C 町へ戻った。当該事業所では 8 年ほど勤務したが、厚生年金保険の加入期間は 31 年 6 月から同年 10 月までの 5 か月間であるため、同年 11 月から 36 年 9 月までの期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の娘及び同僚たる弟の証言並びに申立人が昭和 32 年 11 月 23 日から 16 日間の監査役就任時期があったことから、申立人は勤務期間の特定はできないものの、A 社に 31 年 11 月以降も勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の陳述及び事業主の娘が証言している同僚 2 人（弟以外の者）の勤務期間も、申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間の記録よりも長くなっており、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していないことを踏まえると、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所における申立人に係る社会保険庁のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者記録の資格得喪日は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の被保険者資格得喪日と一致している。

さらに、A 社の事業主は既に他界しており、事業主の妻は病気で記憶がはっきりしないために周辺事情を聴取できない上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 42 年 11 月 1 日まで
昭和 41 年 7 月ごろに A 社に入社し、主に現場で測量の仕事をしていた。在職中に、ボーナスとして株券をもらっている。また、42 年 4 月に結婚をし、会社に祝品を持っていったこともあった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同日の昭和 42 年 11 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 6 人も、申立人と同様に勤務期間が被保険者期間よりも長く、いずれも当該事業所への入社日は被保険者資格の取得日よりも時期が早く、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致していない上、これらの同僚及び申立人を含む 15 人がいずれも同日において一斉に資格取得していることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社の厚生年金保険被保険者の整理番号は、* 番から欠番が無く連続しており、申立人は* 番目に記録されている。

さらに、A 社は現存せず事業主も他界しているため、周辺事情を聴取できない上、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から同年11月1日まで
昭和28年8月30日までA社で働いた。同年9月1日からB社C工場（現在は、D社E工場）へ転職した。入社時から1年ぐらい臨時工だった。同年9月及び同年10月分の給料から2か月分の厚生年金保険料を払っていなかったか調べてほしい。途中、苗字がFからGに変わった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるB社C工場での勤務実態については、申立人が保管する同社発信のはがきにより、昭和28年9月1日からと推認できる。

しかし、B社C工場に、臨時工として採用され、申立人と同じ昭和28年11月1日が健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得日となっている複数の同僚は、「地方では臨時工として採用され、2か月後に厚生年金保険に加入した」と証言している上、D社に照会したが、「当時の厚生年金保険に関する資料が残っていないため照会内容について確認することができなかった」と回答していることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が管理する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は昭和28年11月1日と記録されており、健康保険の整理番号に欠番も無く連続している上、H社会保険出張所が保管していた厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日も同年11月1日と記録されている。なお、被保険者氏名検索照会を実施したが、申立期間において別の被保険者番号を確認することはできなかった。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月14日から36年1月10日まで

私は、昭和35年7月にA社を退職後、大型特殊免許証を持っていたことから、当時、B社で監督をしていたC氏の紹介で同社にすぐ入社した。同社では工事現場の宿舎に住み込み、ブルドーザーなどの運転業務に従事していたため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が期間の特定はできないものの、B社に勤務していたことは、取締役及び同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人と同様に重機作業業務に従事し、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「自分は昭和35年8月ごろに入社した」と証言しており、他の同僚も、入社日から遅れて厚生年金保険被保険者となっている旨証言していることを踏まえると、当該事業所はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は昭和38年10月1日で厚生年金保険適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。